生活道路の法定速度の見直し

（1）　背景

○　道路交通法施行令により、高速自動車国道以外の道路を通行する場合の自動車の最高速度は原則60km/hと定められている。
（速度規制標識が設置されている場合には規制速度が最高速度となる）

○　全国の全ての生活道路に30km/hの速度規制を実施し、速度規制標識を設置するよりも、生活道路の法定速度の見直しが適切。

✓ 交通実態に合わせ、より安全な道路交通環境を確保するため、生活道路の法定速度を30km/hとする。



最高速度が現状60km/hで施行後は30km/hとなる生活道路（例）

（2）　改正内容（道交法施行令・施行規則）

○　施行　令和８年９月１日から

○　中央線、中央分離帯、中央を分離する工作物(※)等(以下中央線等とする)が設置されていない道路や複数車線が設置されていない道路の法定速度を30km/hとする。

※　中央を分離する工作物は、施行規則で規定されており、例として「ガードレール等の柵」「ラバーポール」「ワイヤロープ」などがあげられる。

○　それ以外の道路における法定速度は60km/hを維持

○　従前どおり、速度規制標識が設置されている場合には、当該速度が最高速度となる。



60km/hの法定速度が維持される道路（イメージ）



速度規制標識（イメージ）

生活道路の法定速度の見直し

（3）　必要な対策

○　運転者への周知
　標識等がなくなり、運転者が道路状況から最高速度を判断する必要があるため、運転者に対する周知が必須となる。

○　中央線等の明確化と維持管理の徹底
　中央線等の摩耗や不完全な抹消が原因で車両運転者に法定速度を誤認させることがないよう、これまで以上に適正な維持管理が必要となる。

○　ゾーン30からゾーン30プラスに移行
　生活道路の大半が法定速度30km/hとなり、ゾーン30の交通規制を指定する必要性が低下することから、今後の生活道路対策は「ゾーン30プラス」を中心に実施していく必要がある。

○　法定最高速度を考慮した道路設計
　周辺の生活道路との整合性をとるため、路側帯を拡幅し、あえて中央線等を設置せずに法定速度を30km/hとし、面としての安全性確保を検討するほか、速度の連続性を維持できる道路設計についても配意が必要となる。



路面標示(中央線)の整備状況（例）



ゾーン30プラスに設置されたスムーズ横断歩道（例）

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。







ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう!

- 民家・商店が多い
- 通学路である
- 天候等で視界が悪い
- カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html

問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和８年９月１日
（2026年）
改正道路交通法施行令施行



警察庁・宮城県警察

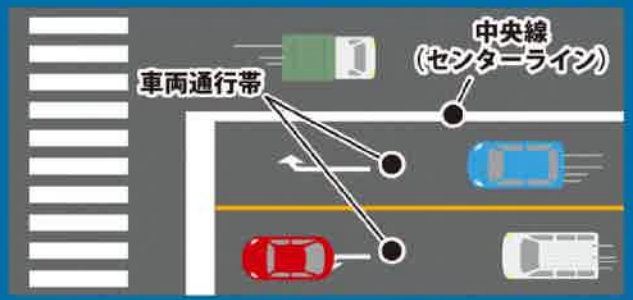
▼以下の道路における自動車の法定速度は▼
引き続き60km/hです

1

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路







2

道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路







3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。